

＜勤務条件＞ 保健所検査課ガラス器具等洗浄員（パートタイム会計年度任用職員）

任用期間	令和８年４月１日から令和９年３月31日
勤務時間	午前９時00分から午後３時00分（休憩時間：正午から午後１時）
勤務日数	年間130日（月曜日から金曜日のうち、所属長が指定する日）
勤務場所	いわき市保健所 検査課（いわき市内郷高坂町四方木田191）
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休 日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、１月２日及び３日）
給与等	日額 6,070 円 ※条例等の定めによる通勤手当の支給あり ※支給日は毎月15日
休暇	年次有給休暇：11日 ※その他、特別休暇あり
社会保険 （健康保険及び 厚生年金保険）	加入となりません
雇用保険	加入となりません
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度あり
その他	(1) 地方公務員法上の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (2) 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受けます。 (3) 任用後１月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後１月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。